

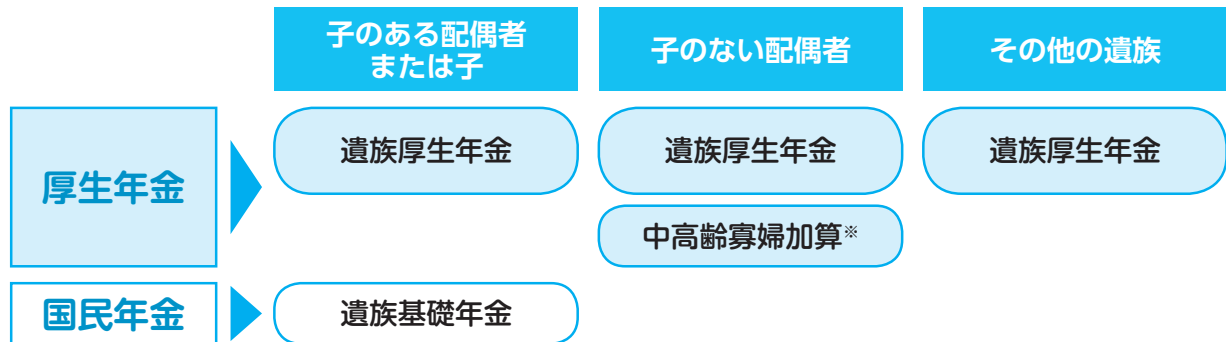
知って安心!

厚生年金

遺族年金をもらえる人ってどんな人?



被保険者(組合員)が、在職中または退職後に死亡したときは、その遺族に対して共済組合から「遺族厚生年金」が、子のある配偶者または子が遺族となる場合は、国民年金から「遺族基礎年金」があわせて支給されます。



※中高齢寡婦加算とは、子のない中高齢の妻に対する加算をいいます。

①40歳以上65歳未満の妻に対する加算(中高齢寡婦加算)

遺族厚生年金の受給権者である妻であって、その権利を取得した当時40歳以上65歳未満であるときは、遺族厚生年金に一定額の加算があります。なお、子のある妻については、妻の年齢が40歳以上であれば、子が18歳の誕生日の属する年度の年度末(障害状態にある子は20歳)に達して遺族基礎年金が支給されなくなった月から、一定額の加算があります。

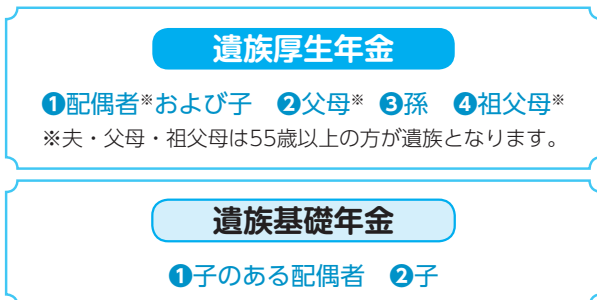
②65歳以上の妻に対する加算(経過的寡婦加算)

左記①を受けている妻が65歳に達すると、中高齢寡婦加算は打ち切れ、老齢基礎年金が支給されます。昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、国民年金の加入期間が短いため、老齢基礎年金の額が高齢寡婦加算の額より低額となる場合があります。そこで、65歳以上になっても、その方の受ける年金の額が低下しないよう、生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算されます。

遺族の範囲と年金支給の順位

遺族とは、被保険者(組合員)または被保険者(組合員)であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持していた方のことをいいます。

遺族厚生年金と遺族基礎年金の遺族の範囲および年金の支給順位は次のとおりです。



(注1)子および孫については、18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の方、または20歳未満で障害等級が1級または2級の障害の状態にある未婚の方が遺族となります。

(注2)子については、被保険者(組合員)または被保険者(組合員)であった方の死亡の当時、胎児であった子も含まれます。

(注3)子に対する遺族厚生(基礎)年金は、配偶者が遺族厚生(基礎)年金を受給している間は支給が停止されます。

支給要件

遺族厚生年金と遺族基礎年金の支給要件は次のとおりです。

遺族厚生年金

次のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

- ①被保険者(組合員)が在職中に死亡したとき
- ②退職後に被保険者(組合員)であった間に初診日がある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③障害等級1級または2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき
- ④老齢厚生年金等の受給権者または被保険者(組合員)期間等が25年以上ある方が死亡したとき

(注)①、②の方の場合は、一定の保険料の納付要件を満たしている必要があります。

遺族基礎年金

次のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

- ①老齢基礎年金の受給権者またはその受給資格を満たしている方が死亡したとき
- ②国民年金の被保険者(組合員)が死亡したとき
- ③国民年金の被保険者(組合員)であった方で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したとき

(注)②、③の方の場合は、一定の保険料の納付要件を満たしている必要があります。



二つ以上の年金の受給権を持っているときはどうなるの？

給付事由の異なる二つ以上の年金受給権(遺族厚生年金と老齢厚生年金など)を有する場合は、原則としていずれか一つの年金を選択して受給することとなります。

ただし、65歳以上で遺族厚生年金を受給している方が自分自身の老齢厚生年金の受給権を有している場合、自身の老齢厚生年金を優先的に受給し、差額があればその差額を遺族厚生年金として受給します。

65歳未満の受給方法

遺族厚生年金等

または

老齢厚生年金等

のどちらか一方を選択

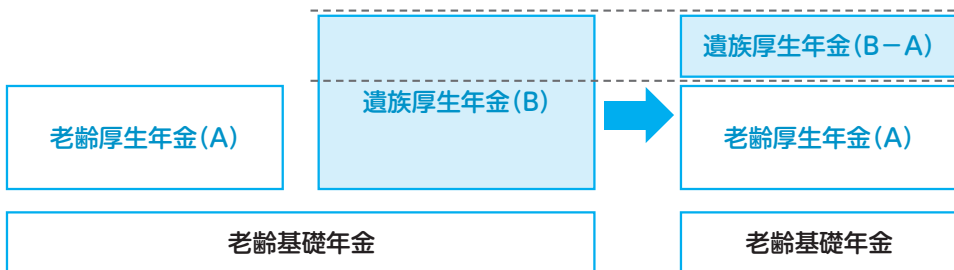
(注1) 遺族給付および障害給付は非課税のため、年金額が老齢(退職)給付の年金より少額でも有利な場合もあります。

(注2) 遺族厚生年金の受給権者である夫(遺族基礎年金の受給権を有する間を除く)、父母または祖父母については、60歳に達するまで、遺族厚生年金および遺族共済年金(経過的職域加算額)の支給が停止されます。

65歳以降の受給方法

自分自身の老齢厚生年金(A)と遺族厚生年金(B)で、遺族厚生年金(B)の方が高くなる場合は

老齢厚生年金(A)と遺族厚生年金(B-A)をあわせて受給します



公的年金制度では、一人一年金原則です。



お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414